

令和 8 年度（2026 年度） 第 3 回越谷市社会福祉審議会 児 童 福 祉 専 門 分 科 会 会 議 録

令和 8 年（2026 年） 8 月 2 5 日（火）

1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

越谷市役所エントランス棟 3 階 3 - 1 会議室

○委員定数（18 名）

○出席委員（14 名）

松本 實	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
本田 香奈子	委員	越谷市私立幼稚園協会
宮崎 大輔	委員	越谷市地域型保育連絡協議会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
石川 幸子	委員	越谷市医師会
会田 容子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
高橋 奨	委員	越谷商工会議所
菅野 敦子	委員	越谷市小学校長会
近藤 明生	委員	越谷市 P T A 連合会
沼田 孝司	委員	埼玉県越谷児童相談所
宮地 さつき	分科会会長	文教大学
八田 清果	分科会副会長	埼玉東萌短期大学
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
久能 由莉子	委員	公募委員

○欠席委員（4 名）

中岡 朋代	委員	越谷子育てサークルネットワークの会
池澤 健	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
岡 桃子	委員	埼玉県立大学
根岸 千怜	委員	公募委員

○事務局出席者（１７名）

富岡 章	こども家庭部部長
関 泰輔	こども家庭部副部長（兼）こども政策課長
福岡 敏哉	こども家庭部副参事（兼）こども福祉課長
平塚 友紀子	こども家庭センター長
秋山 和之	保育支援課長
小田 哲郎	保育施設課長
濱野 ちひろ	障害福祉課長
金子 豊	健康づくり推進課長
三田寺 学	こども福祉課調整幹（兼）児童発達支援センター所長
木村 なつ子	こども福祉課 調整幹
栗原 孝政	保育施設課調整幹
永田 達也	こども政策課 副課長
渡邊 正広	こども政策課 主幹
新岡 彩香	こども政策課 主任
浅川 龍佑	こども政策課 主任
齋藤 直人	こども政策課 主任
金子 晃奈	保育支援課 主事

1 開会（13：30～）

(1) 会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立するものとされており、当日は委員総数18名のうち14名が出席しているため、会議が成立することを報告

(2) 傍聴確認について

本審議会は、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であるが、令和7年度第4回児童福祉専門分科会での決定に基づき、報告事項8「虐待に関する通報への対応状況について」について非公開にすることとし、資料12は議事の際に配付し分科会終了後に回収する旨を説明した。なお、当日の傍聴人はいなかった。

2 議事

○協議事項

(1)事業類型変更に伴う小規模保育事業の認可・確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：A 型に類型を変更することに伴い、もともと勤務していた職員は全員保育資格を取得したということか。それとも、別の事業へ従事することになった、または離職されたのか。

事務局：類型変更の事前協議の際、職員配置を確認しており、配置基準上、類型変更に必要な保育士数が確保できていることを確認した。職員配置とは別に、朝夕の少数の預かりの時間帯において、保育補助者として、保育士資格は有さないものの子育て支援研修を受講済みである職員が数名勤務されているが、配置上においては問題ないものである。

○報告事項

(1) 第1期こども計画の進捗状況について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：資料3、P3「各種こども相談事業の充実」について、こどもの相談窓口であるこども家庭センターについての令和7年度におけるこどもを対象とした周知状況を聞きたい。

職員：学校や家庭では話しにくい場合の相談先の案内として、こどもにとって一番身近である学校へ、こども家庭センターの周知チラシの配布依頼を行った。

委員：チラシだけでなく、市の公式ホームページでの周知方法について、再度検討した方がよい。現在は、市ホームページの、子育てに関する不安や心配について相談するページにて、こども家庭センターの案内が掲載されている。また、Q&Aのページにて、こども家庭センターとは子育て世帯の皆さんが相談できる場所、と記載されている。また、子育てネット中のキッズページに、こども家庭センターの案内が掲載されていない。こどもが相談しやすいよう、ホームページ全体を通して見直した方がよい。

職員：現在こども家庭部において、ホームページ全体の見直しを行っている。本意見をいただき、改めて見直しを進めていく。

議長：学校へのチラシの配布依頼について、学校からの反応はどのようなものであるか。

職員：現在小中学校を1校ずつまわっているが、学校以外の相談先があることは大変助かるといった意見をいただいている。今後も連携の強化に努めていく。

議長：学校に通えていないこどもの居場所も増やしていったほしい。

議長：資料2、P2「スクールロイヤーの配置」の拡大について、スクールロイヤーの人数の増加ではなく、業務内容を拡大した、ということでよいか。スクールロイヤーは何名いるのか。

職員：講演や研修の実施を追加したことによる業務内容の拡大である。スクールロイヤーの人数は把握していない。

委員：先日スクールロイヤーによる講演を受講したが、何か起きた際の相談にのっていただくだけでなく、様々な事例や対応方法を紹介していただき、大変参考になった。また、こどもの相談先について、こどもはどこに相談したらいいかわからないので、ここに相談して大丈夫だよ、と、こどもの目にとまりやすいように案内してほしい。

議長：一つに集約するだけでなく、選択肢があることを知ってもらうこともこどもにとって大事なことであるので、周知方法等について引き続き検討してもらいたい。

委員：資料３、Ｐ４「交通安全対策事業」について、小学校や保育所がある場所の交差点等では、信号があったとしても発生してしまう事故があるが、越谷市では、危険な交差点等を調査しガードレールを増築する、等の対応をとる考えはあるか。

職員：設備増築の対応状況について把握していないため、担当課に確認する。市内の保育施設が、道路総務課へ、施設付近に危険な道路がある旨の相談をしている事例はあり、相談対応は実施している。

職員：資料３、Ｐ４「安全で生活しやすい環境づくり」について、自分の住んでいる自治会では、自治会にて、道路幅や、こどもたちの通学時間帯等の危険か所を調査し、歩道が新設された。そのような自治会が増えていけば、地域でのこどもの見守りに繋がる。

議長：大人とこどもの目線も違うので、自治会や地域も巻き込みながら対策ができるとうい。

委員：資料３、Ｐ７「幼児健康診査」のうち、５歳児健康診査の実施について、保護者が回答したアンケートの内容により実施が必要かどうかを決定していると聞いているが、どのような基準で決定しているのか。アンケートの回答は保護者によって回答基準が異なると思うが、問題ないのか。

職員：SDQ 評価の指標に基づいて実施が必要か決定している。昨年度開始した制度であるため、今後も他市の実施方法も参考にしながらよりよい事業となるよう努める。

職員：資料３、Ｐ７「幼児健康診査」の令和７年度実績（３～５歳児健康診査（２）受診率）に記載の数値に訂正がある。

【正】５８．８％

【誤】８０．８％

議長：他の健診に比べて受診率が低く、受診しなかった４割はどういった状況だったのか。今後も事業内容を改善していく必要がある。

(2) こども政策について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：小学校より依頼を受け郷土芸能の指導を行っているが、数年前から学校はこどもの連絡先の提供を不可としており、卒業後に継続した指導に繋げることができない。越谷市の郷土芸能をこどもたちに伝えていくことについて、検討してほしい。

議長：他市においてこどもの権利条例前文に地域性のある内容を盛り込む事例がある。越谷市でもこどもの権利条例を策定するにあたり、今後内容を検討していくこととなる。

職員：こども計画において、「こどもが成長できる場や機会の提供」として、郷土芸能体験教室を位置づけており、今後も計画に基づき事業を実施していく。

委員：資料5に令和8年4～6月に事例調査研究を行ったとあるが、こどもオンブズパーソンについて調査は行っているか。こどもの権利条例策定にあたり、制度として導入する予定はあるか。

職員：現在は、主に条例のつくりについての調査研究を行っている段階であり、個別の事業についての調査研究まで至っていない。資料記載のとおり、こどもの意見を聴きながら制定を進めていくことを考えているが、委員からいただいた意見も踏まえて、今後も条例制定を進めていきたいと考えている。

委員：こどもオンブズパーソン制度について、他県の調査を実施したうえで、こどもの権利条例に導入することを検討してほしい。

委員：こどもの権利条例について、こどもにとっても分かりやすいように制定してほしい。小学生向けに作られている条例等は見受けられるが、低年齢のこどもにも伝わるように制定できるとよい。

職員：他自治体では、こどもに分かりやすい概要版の作成や、こどもがアクセスしやすい形式での周知を実施している例がある。現段階で手法は未定だが、こどもにとって分かりやすく伝えるという視点をもって制定を進めていく。

委員：家庭環境等、さまざまな背景をもったすべてのこどもを網羅できるような条例を制定できるとよい。

委員：参考資料3にて、越谷市の取り組みの一例として「(3) こどもの居場所・遊び場づくり」についてこども計画に位置付けられているが、昨今はこどもの安全面の観点から、公園の遊具が撤去されているが、こどもから遊具の設置等の要望があった場合にどこまで反映が可能なのか。

議長：公園でのボール遊びも規制されており、規制されたこどもの居場所が増加している。こどもの意見を聴き、こどもが自ら作る居場所を用意することは、子どもの発達において重要である。

職員：こども家庭部以外にも、公園を所管する公園緑地課等、こどもに関する事業を実施する課所に対し「こどもの意見表明」の理解促進を図るため、ガイドラインを策定する予定である。

議長：資料5「7 今後のスケジュール（案）」について、令和8年度10月のこどもの意見聴取はどのように行うのか。

職員：現段階で、令和8年度10月実施のこどもの意見聴取は、広く意見を聴くアン

ケート形式にて実施する予定であり、現在設問を検討中である。回答対象は年齢を区切らず幅広い年齢のこどもを対象とする予定である。回答は低年齢でも分かりやすいように作成する。

令和9年度7月実施のこどもの意見聴取では、学校に通っていないこども等、声をあげにくいこどもへの聴取や、令和8年度10月のアンケートで深堀が必要になった内容についてこどもへの意見聴取を行うことを検討している。

(3) こども性暴力防止法の施行について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：柔道教室については対象となるか

職員：事業によりこどもとの関わり方が異なるため、事業の実態が国の定める要件に該当すれば認定対象事業となる。

(4) 児童館・保育所の複合化の経過について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

議長：令和7年度に実施したアンケート調査やワークショップでの意見は、こどもの権利条例制定の際にも参考になるため、次回の児童福祉専門分科会の資料としてほしい。

委員：承知した。

(5) こどもまんなかフェスティバルについて

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

議長：こどもの権利についてこどもが考えるきっかけになる催物や、楽しみながら学べる催物があるといいのではないか。

職員：昨年度は、スタンプラリークイズ形式でこどもの権利について学べる催物を実施した。今年度も同様に実施予定である。

委員：こどもの権利についてはカルタなど遊びながら学べるものも作られているので、活用できるとよい。

(6) 「越谷市ヤングケアラー支援の手引き」について

事務局から会議資料に基づき、説明を行った。

(7) 今後の保育基盤整備について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：公立保育所の老朽化について、建て替えにかかるコストや公共施設の維持管理コストの削減のため、これまで整備を進めてきた小規模保育事業所を活用してはどうか。

委員：民間の力を活用することで新たな保育ニーズに対応し、公立はニーズに対する制度化や、こどもに対する地域的・包括的な保育機能を担う等、公立保育所と私立保育所の役割の住み分けを検討するべきである。

委員：公立保育所の建て替えの必要性について精査すべきである。民間への委託の検討や、民間ではできない部分について公立が担う等、市全体として検討できると良い。

委員：特別支援児や医療的ケア児の受皿等、現在不足している部分を包括する観点で、公立保育所の整備を検討してもらいたい。

委員：子育て支援との両輪である少子化対策についても取り組んでいくべきである。

議長：学童や中高生の居場所の不足等、課題は様々あるため、今後も委員の意見を伺いながらより良い事業としていけると良い。

(8) 虐待に関する通報への対応状況について

越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定及び令和7年度第4回児童福祉専門分科会での決定に基づき、非公開。

3 その他

令和8年度の事業予定について

事務局から「令和8年度（2026年度）事業予定」に基づき、説明を行った。

4 閉会（～16：00）